答 申

1 審議会の結論

福岡県知事(以下「実施機関」という。)が平成29年12月7日29広第1775号-2で行った個人情報部分開示決定(以下「本件決定」という。)中、措置入院者に対する病院管理者の意見において不開示とした部分のうち、「管理者氏名」の欄に記載された管理者の氏名は開示すべきである。

2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

審査請求に係る対象個人情報(以下「本件個人情報」という。)は、措置入院に関する診断書、措置入院決定通知書、診察実施通知書、入院後3か月を経過した措置入院者の現地診察について、措置入院者に対する病院管理者の意見、措置入院者に対する診察指定医の意見、精神保健福祉相談記録、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)に基づく事前調査票に記載されている審査請求人の個人情報である。

実施機関は、本件個人情報のうち、措置入院に関する診断書の「精神保健指定医氏名」の欄に記載された情報、診察実施通知書に記載された精神保健指定医の氏名、入院後3か月を経過した措置入院者の現地診察についての宛名に記載された情報、措置入院者に対する病院管理者の意見の「管理者氏名」の欄に記載された情報、措置入院者に対する診察指定医の意見の「指定医氏名」の欄に記載された情報、精神保健福祉相談記録の「相談者氏名」の欄に記載された情報の一部並びに「援助方法」及び「実施内容・考察・問題点・方針」のそれぞれの欄に記載された個人名を、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。)第14条第1項第1号(開示請求者以外の個人に関する情報)に該当するとして不開示としている。

また、精神保健福祉相談記録の「対応者」及び「実施内容・考察・問題点・方針」の欄に記載された情報及び法に基づく事前調査票の「調査員職氏名」の欄に記載された情報を同項第4号(行政運営情報)に該当するとして不開示としている。

さらに、措置入院に関する診断書の「病名」等の欄に記載された情報、措置入院決定通知書に記載された病名、措置入院者に対する病院管理者の意見の「診断名」等の欄に記載された情報、措置入院者に対する診察指定医の意見の「入院者について」の項の「診断名」等の欄に記載された情報、精神保健福祉相談記録の「疾患名」等の欄に記載された情報の一部及び法に基づく事前調査票の「申請・通報・届出に至る経緯等」等の欄に記載された情報を同項第5号(評価判断情報)に該当するとして不開示としている。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

- ア 審査請求人は、平成29年11月7日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項 の規定により、本件個人情報に係る開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- イ 実施機関は、平成29年12月7日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に 通知した。
- ウ 審査請求人は、平成29年12月8日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対 し、審査請求を行った。
- エ 実施機関は、平成30年3月22日付けで、福岡県個人情報保護審議会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 公平な精神医療、精神保健福祉が提供されたかを把握するため。
- (2) 公正な措置通報がなされていたか、強制力のある法律に基づいた診察を短期間の間に同じ病院の医師が行うことについて疑問に思う。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 条例第14条第1項第1号該当性について

措置入院は本人の意に反して行われた行政処分であるため、措置入院に関する診断書の「精神保健指定医氏名」の欄に記載された情報、診察実施通知書に記載された精神保健指定医の氏名、入院後3か月を経過した措置入院者の現地診察についての宛名に記載された情報、措置入院者に対する病院管理者の意見の「管理者氏名」の欄に記載された情報、措置入院者に対する診察指定医の意見の「指定医氏名」の欄に記載された情報、精神保健福祉相談記録の「相談者氏名」の欄に記載された情報の一部並びに「援助方法」及び「実施内容・考察・問題点・方針」のそれぞれの欄に記載された個人名を開示することにより、本人が措置入院に関する不満や、指定医に対する不信感を抱き、診断内容の真意や詳細を確かめるため、指定医の日常生活に支障を来すような行為がなされることが否定できず、指定医の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、本号に該当し不開示としたものである。

(2) 条例第14条第1項第4号該当性について

精神保健福祉相談記録の「対応者」及び「実施内容・考察・問題点・方針」の欄に記載

された情報及び法に基づく事前調査票の「調査員職氏名」の欄に記載された情報を開示することにより、審査請求人が対応した職員に対する不信感や誤解を招き、内容の真偽や詳細を確かめるため、頻繁に電話や訪問を実施機関に対して行い、同機関の職員の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、本号に該当し不開示としたものである。

(3) 条例第14条第1項第5号該当性について

措置入院は、本人の意に反して行われた行政処分であることから、本人の認識と診断結果に相違が生じる可能性がある。よって、措置入院に関する診断書の「病名」等の欄に記載された情報、措置入院決定通知書に記載された病名、措置入院者に対する病院管理者の意見の「診断名」等の欄に記載された情報、措置入院者に対する診察指定医の意見の「入院者について」の項の「診断名」等の欄に記載された情報及び法に基づく事前調査票の「申請・通報・届出に至る経緯等」等の欄に記載された情報を開示することにより、指定医、病院管理者及び職員が、本人の反応等に配慮して記載を簡略化したり正確に記載することを躊躇するなど、診断内容の形骸化をもたらし、措置入院制度の適正な執行を著しく困難にするおそれがあるため、本号に該当し不開示としたものである。

また、精神保健福祉相談記録の「疾患名」等の欄に記載された情報の一部を開示することにより、本人の反応等に配慮して記載を簡略化したり正確に記載することを躊躇するなど、精神保健福祉相談業務の適正な執行に著しい支障が生じるおそれがあるため、本号に該当し不開示としたものである。

6 審議会の判断

(1) 本件個人情報の性格及び内容について

本件個人情報は、実施機関が保有する措置入院に関する診断書、措置入院決定通知書、 診察実施通知書、入院後3か月を経過した措置入院者の現地診察について、措置入院者に 対する病院管理者の意見、措置入院者に対する診察指定医の意見、精神保健福祉相談記録 及び法に基づく事前調査票に記載されている審査請求人の個人情報である。

ア 措置入院に関する診断書

本件措置入院に関する診断書は、実施機関が、法第27条の規定に基づき、平成28年5月26日及び平成29年3月14日付けで、精神保健指定医2名に審査請求人を診察させた際の診断書であり、「被診察者の氏名、生年月日、住所、職業」、「病名」、「生活歴及び現病歴」、「重大な問題行動」、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」、「診察時の特記事項」、「医学的総合判断」、「診断日」及び「精神保健指定医氏名」、「診察に立会った者の氏名、続柄又は職業及び年齢」、「診察場所」、「診察日時」、「職員氏名」等の欄から構成され、それぞれ所定の情報が記載されている。

イ 措置入院決定通知書

精神障害者の入院等に係る福岡県事務処理要領(平成27年9月福岡県保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室発行。以下「要領」という。)では、法第27条の規定に基づく精神保健指定医の診察の結果、法第29条の規定に基づく入院措置を採った保健福祉環境事務所長は、入院先の病院管理者に対して、措置入院決定通知書を交付することとされている。

本件措置入院決定通知書は、精神障害者の「住所」、「氏名」、「性別」、「生年月日」、「入院年月日」、「病名」等の欄から構成され、それぞれ所定の情報が記載されている。

ウ 診察実施通知書

法第27条の規定に基づく診察に当たっては、要領において、保健福祉環境事務所長は、診察実施通知書により、診察の日時、場所等を精神保健指定医に通知することとされている。

本件診察実施通知書には、精神保健指定医の氏名、診察を受ける者の住所、氏名、性別及び生年月日、診察場所、診察日時等が記載されている。

エ 入院後3か月を経過した措置入院者の現地診察について

法第38条の6第1項では、都道府県知事は、必要があると認めるときは、指定する 指定医(以下「診察指定医」という。)に対し、入院中の者の症状若しくは処遇に関 し、報告を求めることができるとされている。

要領においては、保健福祉環境事務所長は、「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」(平成10年3月3日厚生省大臣官房障害保健福祉部長・厚生省健康政策局長・厚生省医薬安全局長・厚生省社会・援護局長通知)中2(1)カに基づき、管内の精神科病院に入院している措置入院者について、入院後概ね3か月を経過したときに、知事の指定する精神保健指定医による現地診察を実施することとされている。

本件入院後3か月を経過した措置入院者の現地診察について(依頼)には、宛名、実施日時、実施場所、対象者(患者)人数等が記載されている。

オ 措置入院者に対する病院管理者の意見

法第38条の6第1項では、都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院の管理者に対し、入院中の者の症状若しくは処遇に関し、報告を求めることができるとされている。

本件措置入院者に対する病院管理者の意見は、法第38条の6第1項の規定に基づき、審査請求人が入院していた精神科病院の管理者から実施機関に提出された意見書であり、「意見書提出年月日」、「病院名」、「入院者氏名」、「入院年月日」、「診断

名」、「措置症状の有無等を含めた現在の状態」、「措置解除についての問題点と今後の方針を含めた管理者の意見」、「管理者氏名」等の欄から構成され、それぞれ所定の情報が記載されている。

カ 措置入院者に対する診察指定医の意見

法第38条の6第1項では、都道府県知事は、必要があると認めるときは、診察指定 医に精神科病院に立ち入り、当該精神科病院に入院中の者を診察させることができると されている。

要領においては、保健福祉環境事務所長は、「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」(平成10年3月3日厚生省大臣官房障害保健福祉部長・厚生省健康政策局長・厚生省医薬安全局長・厚生省社会・援護局長通知)中2(1)力に基づき、管内の精神科病院に入院している措置入院者について、入院後概ね3か月を経過したときに、知事の指定する精神保健指定医による現地診察を実施することとされている。

本件措置入院に対する診察指定医の意見は、精神保健指定医が当該診察の結果を記載したものであり、「入院者について」の項に、「診察年月日」、「病院名」、「入院者氏名」、「入院年月日」、「保護の任に当たっている者の氏名」、「続柄」、「診断名」の欄が、「現地診察結果」の項に、「診断名」、「措置症状の有無等を含めた現在の状態」、「措置解除等を含めた診察医の意見」、「指定医氏名」の欄が設けられ、それぞれ所定の情報が記載されている。

キ 精神保健福祉相談記録

法第47条では、都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下「都道府県等」という。)は、必要に応じて、精神保健福祉相談員その他の職員又は都道府県知事等が指定した医師をして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならないとされている。

相談指導の内容は、心の健康についての相談指導から、診療を受けるに当たっての相談指導、社会復帰のための相談指導など、保健、医療、福祉の広範にわたり行われ、相談の結果に基づき、病院、診療所等の施設や自助グループへの紹介、福祉事務所、児童相談所その他関係機関への紹介、医学的指導、ケースワーク等が行われることとなっている。

本件精神保健福祉相談記録は、審査請求人や母親等を対象とした面接や電話による精神保健福祉に関する相談及びこれに対する必要な指導の内容について実施機関の職員が記載したものであり、「疾患名」、「相談者氏名」、「相談目的(主旨)」、「生育及び生活歴」、「病歴」、「家族関係及び家族歴」、「日時、援助方法」、

「実施内容・考察・問題点・方針」、「対応者」等の欄から構成され、それぞれ所定 の情報が記載されている。

ク 法に基づく事前調査票

法第27条では、都道府県知事は、一定の者からの申請、通報又は届出のあった者 について調査の上必要があるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければ ならないとされている。

本件法に基づく事前調査票は、法第27条に基づく指定医による診察の要否について判断を行うため、審査請求人の症状等について実施機関の職員が調査し、その結果を記載した調査票であり、「申請者・通報者・届出者名等」、「措置入院のための診察が必要と考えられる者」、「調査員所属」、「調査員職氏名」、「調査対象者の所在地」、「申請・通報・届出に至る経緯等」、「調査時の状況(現病歴、生活歴、家族歴等)」、「調査時の状況(問題行動・治療歴等・現在(面接時)の状態)」、「家族等の氏名、年齢、続柄、連絡先」、「保険種別」、「主治医との連絡」、「事前調査の総合判定およびその時間」等の欄から構成され、それぞれ所定の情報が記載されている。

(2) 条例第14条第1項第1号該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、開示請求に係る個人情報の中に、開示請求者以外の個人情報が含まれている場合において、これを開示すると、開示請求者以外の個人に関する情報を開示請求者に開示することとなり、それによって、当該個人の正当な利益を害するおそれがあることから、当該個人に関する情報を不開示とする要件を定めたものである。

「当該個人の正当な利益を害するおそれ」とは、開示することによって、個人情報に 含まれる開示請求者以外の個人の名誉、社会的地位、プライバシーその他の利益を害す るおそれがあることが、個人情報の内容等から判断できる場合をいう。

この場合の判断に当たっては、開示請求者と開示請求者以外の個人との関係及び個人情報の内容等を十分考慮して、個別に判断することが必要である。

なお、開示請求者以外の個人に関する情報であっても、開示請求者が当該個人情報を 知っている立場にあることが明らかな場合、何人でもこれを知り得る情報である場合 は、基本的には、正当な利益を害することにはならない。

イ 該当性の判断

本件個人情報のうち、実施機関が条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示とした情報は、措置入院に関する診断書の「精神保健指定医氏名」の欄に記載された情報、診察実施通知書に記載された精神保健指定医の氏名、入院後3か月を経過した措置入院者の現地診察について(依頼)の宛名に記載された情報、措置入院者に対

する病院管理者の意見の「管理者氏名」の欄に記載された情報、措置入院者に対する 診察指定医の意見の「指定医氏名」の欄に記載された情報、精神保健福祉相談記録の 「相談者氏名」の欄に記載された情報の一部、「援助方法」及び「実施内容・考察・ 問題点・方針」のそれぞれの欄に記載された個人名であり、これらの情報が本号に該 当するか否かについて以下判断する。

(7) 措置入院に関する診断書に記載された精神保健指定医の氏名について

措置入院は、本人の意思にかかわらず強制的に入院させる制度であるから、措置入院に至らないまでも、措置入院に関する診察を受けた者が事後的に病名や診察内容等について知り、その判断の当否について検討する権利は尊重に値するというべきである。

しかし、措置入院がそのような制度であるからこそ、精神保健指定医の氏名を開示した場合、措置入院に関する診察を受けた者やその関係者が、病名や診察内容等について、その真偽や詳細等を確かめるため、精神保健指定医に不当な追及をし、その平穏な社会生活に影響を及ぼすおそれがある。

平成28年5月26日付けの診断書に記載された精神保健指定医の氏名については、その過去の経緯や事情に鑑みると、精神保健指定医の氏名を開示すると、審査請求人が措置入院となった経緯や措置入院と判断した根拠等を確認したいとして、精神保健指定医の平穏な社会生活の妨げとなるような不当な追及をしようとするおそれは否定できない。

また、平成29年3月14日付けの診断書に記載された精神保健指定医の氏名についても、措置診察の結果、措置入院非該当と判断されたものの、その過去の経緯や事情に鑑みると、精神保健指定医の氏名を開示すると、審査請求人が、病名や診察内容等を確認したいとして、精神保健指定医の平穏な社会生活の妨げとなるような不当な追及をしようとするおそれは否定できない。

したがって、当該情報を開示することにより、審査請求人以外の個人の正当な利益 を害するおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

(イ) 診察実施通知書に記載された精神保健指定医の氏名について

上記(7)と同様に本号に該当すると判断される。

(ウ) 入院後3か月を経過した措置入院者の現地診察についての宛名に記載された情報 について

これらの部分には、診察指定医の氏名等が記載されており、本号に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であると認められる。

診察指定医の氏名等については、措置入院制度の本質や本件事案の過去の経緯や事情に鑑みると、これを開示することにより、審査請求人が、当該医師と実施機関との

間のやりとりの詳細を確認したいとして、当該医師の平穏な社会生活の妨げとなるような不当な追及をしようとするおそれは否定できない。

このため、開示することによって、審査請求人以外の個人の正当な利益を害するお それがあると認められ、本号に該当すると判断される。

(I) 措置入院者に対する病院管理者の意見の「管理者氏名」の欄に記載された情報について

措置入院者に対する病院管理者の意見の「管理者氏名」の欄に記載された情報のうち、管理者の氏名は、審査請求人以外の個人に関する情報であるが、医療法(昭和23年法律第205号)第14条の2第1号により、病院管理者は、管理者の氏名を当該病院内に見やすいように掲示しなければならないとされており、病院名は開示されていることから、何人でもこれを知り得る情報であるため、開示することによって、審査請求人以外の個人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、本号には該当しないと判断される。

これに対して、管理者の氏名以外の情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、当該管理者の正当な利益を害するおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

(オ) 措置入院者に対する診察指定医の意見の「現地診察結果」の項の「指定医氏名」の 欄に記載された情報について

上記(7)と同様に本号に該当すると判断される。

(カ) 精神保健福祉相談記録の「相談者氏名」の欄に記載された情報の一部並びに「援助方法」及び「実施内容・考察・問題点・方針」のそれぞれの欄に記載された個人名について

精神保健福祉相談記録は、実施機関は、弁明書において、審査請求人から個人情報部分開示決定処分に対する審査請求を受け、当審議会に諮問した際に、事務局である県民情報広報課が取得したものであると主張しているため、(5)で後述する。

(3) 条例第14条第1項第4号該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政 法人が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から不開示情報としての要件を 定めたものである。

県の機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、開示することにより、 その公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を事項的に全て列挙すること は技術的に困難であるため、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であっ て、開示することによりその公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を含 むことが容易に想定されるものをイからホまでにおいて例示的に掲げた上で、これらの おそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正 な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの」として包括的に規定しているも のである。

イ 該当性の判断

実施機関が条例第14条第1項第4号に該当するとして不開示とした情報は、精神保健福祉相談記録の「対応者」及び「実施内容・考察・問題点・方針」の欄に記載された情報及び法に基づく事前調査票の「調査員職氏名」の欄に記載された情報である。

精神保健福祉相談記録及び法に基づく事前調査票は、実施機関は、弁明書において、審査請求人から個人情報部分開示決定処分に対する審査請求を受け、当審議会に諮問した際に、事務局である県民情報広報課が取得したものであると主張しているため、(5)で後述する。

(4) 条例第14条第1項第5号該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、診療、指導、相談、選考等個人の評価又は判断を伴う事務に関する情報を 開示した場合、当該事務の過程等を知らせることとなり、当該事務の適正な執行に支 障を及ぼすおそれがあることから、評価判断情報の不開示情報としての要件を定めた ものである。

「事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる」場合とは、請求者に開示することにより、事務の適正な執行が困難になる可能性が客観的に認められる場合をいい、当該個人に対して、公正な評価、判断が行えなくなるおそれがある場合のみならず、本人の評価、判断に影響はないが、開示することにより、今後、反復・継続して行われる本人以外の者に対する評価、判断を公正かつ適切に行うことを困難にするおそれがある場合も含まれる。

イ 該当性の判断

本件個人情報のうち、実施機関が条例第14条第1項第5号に該当するとして不開示とした情報は、措置入院に関する診断書の「病名」等の欄に記載された情報、措置入院決定通知書に記載された病名、措置入院者に対する病院管理者の意見の「診断名」等の欄に記載された情報、措置入院者に対する診察指定医の意見の「入院者について」の項の「診断名」等の欄に記載された情報、精神保健福祉相談記録の「疾患名」等の欄に記載された情報の一部及び法に基づく事前調査票の「申請・通報・届出に至る経緯等」等の欄に記載された情報である。これらの情報が本号に該当するか否かについて以下判断する。

(7) 措置入院に関する診断書の「病名」等の欄に記載された情報について

措置入院に関する診断書の「病名」等の欄に記載された情報は、実施機関が措置入院の要否を判断するために、精神保健指定医の診察により取得した情報であり、当該不開示情報は本号に規定する個人の評価又は判断を伴う事務に関する情報であると認められる。

措置入院制度の本質や本件事案の過去の経緯や事情に鑑みると、これらの情報を開示することが前提となれば、今後同種の事務において、精神保健指定医が本人の反応等を考慮して、本人の認識や意に沿わない評価をありのままに記載することを躊躇したり、画一的な記載に終始したりするおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報を開示することにより、措置入院が必要であるか否かの 判断に影響を及ぼし、今後の措置入院事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある と認められ、本号に該当すると判断される。

- (イ) 措置入院決定通知書に記載された病名について 上記(ア)と同様に本号に該当すると判断される。
- (ウ) 措置入院者に対する病院管理者の意見の「診断名」等の欄に記載された情報について

上記(7)と同様に本号に該当すると判断される。

(I) 措置入院者に対する診察指定医の意見の「入院者について」の項の「診断名」等の欄に記載された情報について

上記(7)と同様に本号に該当すると判断される。

(オ) 精神保健福祉相談記録の「疾患名」等の欄に記載された情報の一部及び法に基づ く事前調査票の「申請・通報・届出に至る経緯等」等の欄に記載された情報につい て

精神保健福祉相談記録及び法に基づく事前調査票は、実施機関は、弁明書において、審査請求人から個人情報部分開示決定処分に対する審査請求を受け、当審議会に諮問した際に、事務局である県民情報広報課が取得したものであると主張しているため、(5)で後述する。

(5) 条例第56条第1項該当性について

ア 本規定の趣旨

本規定は、審議会において、実施機関の開示・不開示の判断が適法、妥当かどうか、 部分開示の範囲が適切かなどについて迅速かつ適切に判断できるようにするためには、 審議会の委員が開示決定等に係る個人情報を実際に見分して審理すること(インカメラ 審理)が有効であることから、審議会は実施機関に対し個人情報の提示を求めることが できることを規定したものである。 また、本規定の後段は、審査請求に係る個人情報は、開示・不開示の判断が妥当かどうか、部分開示の範囲が適切かどうかなどについて迅速かつ適切に判断できるようにすることを目的として、当審議会に提示されたものであり、その適否が争われている段階で、当審議会の委員以外の者がこれを閲覧することは不適当であるため、何人も、当審議会に対して、提示された個人情報の開示を求めることができないことを規定したものである。

イ 精神保健福祉相談記録等の個人情報の本規定への該当性等の判断

精神保健福祉相談記録及び法に基づく事前調査票に記載されている審査請求人の個人情報については、実施機関は、弁明書において、審査請求人から個人情報部分開示決定処分に対する審査請求を受け、当審議会に諮問した際に、事務局である県民情報広報課が取得したものであると主張している。

当審議会において、この点について確認したところ、これらの個人情報は、本規定に基づき、当審議会が実施機関に対して提示を求めた本件決定に係る個人情報であることが認められた。

したがって、本規定により、審査請求人はそもそもこれらの個人情報の開示を求めることはできず、実施機関はこれらの個人情報を本件決定の対象外とすべきであったと判断される。なお、実施機関が本件決定でこれらの個人情報中の相談者氏名や調査員職氏名などを不開示としている箇所は、上記のように本来開示を求めることができない箇所であるため、当該箇所が開示されなかったのは当然である。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。